

原料費調整制度に基づく

平成27年10月のガス料金について

平成27年8月28日

上越市ガス水道局

上越市ガス水道局は、「原料費調整制度」に基づいて平成27年10月検針分に適用される単位料金を平成27年9月検針分に比べ1m³あたり0.73円（税込）下方に調整させていただきます。

月間のガスご使用量が42m³の標準的なご家庭では、平成27年9月検針分と比べて、1か月あたり31円（税込）の引下げとなります。

今回のガス料金の調整は平成27年5月～平成27年7月のLNG平均価格及びLPG平均価格（貿易統計値）により算定された平均原料価格が、前期（平成27年4月～平成27年6月）より下がったことによるものです。

また、平成27年10月検針分に適用する料金につきましては、広報上越9月15日号での記事掲載、ガス水道局本局及び営業所の窓口での掲示、検針時に各戸にお届けする「ガス水道使用量のお知らせ（検針票）」等でお知らせいたします。

以上

<お問い合わせ先>

上越市ガス水道局

営業保安課 営業開発係

TEL 025-522-5514

<別紙>

料金表（平成27年10月）

- 供給約款料金（各月のご使用量に応じてA・B・Cいずれかの料金表が適用されます）

平成27年9月に適用する調整単位料金と比較した場合1m³あたり0.73円（税込）の引下げとなります。

なお、基準単位料金に対しては7.94円（税込）下方調整して料金を算定します。

また、基本料金は変わりません。

区分	料金表A	料金表B	料金表C
月間使用量	0～25m ³	26～250m ³	251m ³ ～
基本料金 (円/月)	367.20	410.40	626.40
調整単位料金 10月 (円/m ³)	114.71	112.98	112.12
調整単位料金 (参考)9月 (円/m ³)	115.44	113.71	112.85

【ガス料金の計算式】

1か月のガス料金 = 基本料金 + ガス使用量 × 基準単位料金(原料費調整制度に基づく
単位料金の調整を行う場合は、その調整単位料金)

(上記計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は端数を切り捨てます)

標準家庭における影響

1か月の ご使用量	平成27年10月 適用料金	平成27年9月 適用料金	増減額	増減率
42m ³	5,155円/月	5,186円/月	▲31円/月	▲0.60%

※ 当市におけるご家庭1件、一ヵ月あたり平均使用量42m³（43.1メガジュール/m³）に基づいて算出しています。

平均原料価格と調整単位料金の算定について

	平成27年5月～平成27年7月 (10月検針分に適用)	平成27年4月～平成27年6月 (9月検針分に適用)
平均原料価格※1	20,820円/ト	21,680円/ト

基準平均原料価格※2	30,640円/ト
------------	-----------

※1 平均原料価格=LNG平均価格×0.3462+LPG平均価格×0.0256

※2 基準平均原料価格は、料金改定時に設定(平成25年6月から8月までのLNG平均価格82,410円×0.3462+平成25年6月から8月までのLPG平均価格82,230円×0.0256)

◆ 平均原料価格の算定

$$\begin{aligned} \text{LNG平均原料価格} &= \text{LNG平均価格(平成27年5月～平成27年7月貿易統計値)} \times 0.3462 \\ &= 55,720\text{円/ト} \times 0.3462 \\ &= 19,290.264\text{円/ト} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{LPG平均原料価格} &= \text{LPG平均価格(平成27年5月～平成27年7月貿易統計値)} \times 0.0256 \\ &= 59,720\text{円/ト} \times 0.0256 \\ &= 1,528.832\text{円/ト} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{平均原料価格} &= \text{LNG平均原料価格} + \text{LPG平均原料価格} \\ &= 19,290.264\text{円/ト} + 1,528.832\text{円/ト} \\ &= 20,819.096\text{円/ト} \\ &\quad \downarrow \text{(10円未満四捨五入)} \\ &= 20,820\text{円/ト} \end{aligned}$$

◆ 原料価格変動額の算定

$$\begin{aligned} \text{原料価格変動額} &= \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格} \\ &= 30,640\text{円/ト} - 20,820\text{円/ト} \\ &= 9,820\text{円/ト} \\ &\quad \downarrow \text{(100円未満切捨て)} \\ &= 9,800\text{円/ト} \end{aligned}$$

◆ 調整単位料金(1m³あたり)の算定(一般契約B区分の場合)

$$\begin{aligned} \text{調整単位料金} &= \text{基準単位料金} - 0.075\text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100\text{円} \times 1.08 \\ &= 120.92\text{円} - 0.075\text{円} \times 9,800\text{円} / 100\text{円} \times 1.08 \\ &= 120.92\text{円} - 7.93800\text{円} \\ &= 112.98200\text{円} \\ &\quad \downarrow \text{(小数点第3位以下切捨て)} \\ &= 112.98\text{円} \end{aligned}$$

※ 原料価格変動額100円につき基準単位料金単価を1m³あたり0.08100円(0.075円に1.08を乗じた値)調整します。

上記計算の結果、基準単位料金単価に対し、1m³あたり**7.94円(税込)**下方調整します。